

改正案	現行
	<p>（交付金）</p> <p>第二十三条 法第四十条第一項の政令で定める経費は、土地利用基本計画の作成及び変更、土地取引の規制に関する措置並びに遊休土地に関する措置（以下「土地利用基本計画の作成等」という。）に要する経費とし、土地取引の規制に関する措置に要する経費には、土地に関する権利の移転又は設定の不許可処分に伴う土地に関する権利の買取りのため発行について同意又は許可を得た地方債に係る経費のうち利子の支払に要する経費を含むものとする。</p> <p>2 法第四十条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十条第一項に規定する交付金（以下「交付金」という。）の予算総額の四割は、各都道府県^{（一）}と及び各指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）^{（二）}ごとにそれぞれ均等に配分するものとし、各指定都市に配分する額の各都道府県に配分する額に対する割合は、三分の一とする。</p> <p>二 交付金の予算総額の二割は、各都道府県にあつては許可申請並びに法第二十三条第一項及び第二十七条の四第一項（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下この号</p>

において「届出」という。)の件数、各指定都市にあつては届出の件数に応じて各都道府県及び各指定都市に配分する。

三 交付金の予算総額の二割は、全国の都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域の面積に対する各都道府県の当該面積の割合及び全国と同項の規定による区域区分の定められていない市町村の数に対する各都道府県の当該市町村の数の割合に応じて各都道府県に配分する¹。

四 交付金の予算総額の二割は、土地取引の集中、地価の上昇その他の土地取引及び土地利用の動向等に関する特別の事情に対応した土地利用基本計画の作成等を行うための費用を要する都道府県又は指定都市に配分する。

(土地調査員)

第二十四条 (略)

(大都市の特例)

第二十五条 第十七条の二及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第十七条の二及び前条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(土地調査員)

第二十三条 (略)

(大都市の特例)

第二十四条 第十七条の二及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第十七条の二及び前条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(国土交通省令への委任)

第二十五条 (略)

附則

(国土交通省令への委任)

第二十六条 (略)

附則

第六条 平成十七年度までの間における第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「発行について同意又は許可を得た」とあるのは、「発行を許可された」とする。

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（<u>第三十号から第七十五号まで</u>にあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～二十一（略）</p> <p><u>二十二～七十四</u>（略）</p> <p><u>七十五</u> 電源立地地域対策交付金（<u>第二十一号</u>に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（<u>第三十一号から第七十六号まで</u>にあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～二十一（略）</p> <p><u>二十二</u> <u>国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四十条第一項に規定する交付金</u></p> <p><u>二十三～七十五</u>（略）</p> <p><u>七十六</u> 電源立地地域対策交付金（<u>第二十二号</u>に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p>